平成２９年（フ）第６０４号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字横林11番地１
破産者　小坂元佑司
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
福岡県宗像市栄町12番地６　ディライト赤間駅前302号、前住所福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2071番地15
破産者　熊井　英徳
１　決定年月日　平成30年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２６０号
福井市灯明寺４丁目1207番地　ドリームパレスムラタ101号
破産者　石川　友紀
１　破産債権の届出期間　平成30年５月10日まで
２　一般調査期日　平成30年６月12日午前10時20分
平成30年４月10日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５６９号
大阪府泉大津市豊中町２丁目11番８号
破産者　杉本　俊夫
１　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
２　一般調査期日　平成30年６月25日午後２時
平成30年４月11日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2124―93、開始決定時の住所長崎県長崎市岩屋町18番27号
破産者　清水　義人
１　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
２　一般調査期日　平成30年６月13日午前10時30分
平成30年４月11日
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４４１号
静岡市駿河区桃園町11番５号、旧住所静岡市駿河区高松2458番地の９
破産者　水野　裕也
１　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
２　一般調査期日　平成30年７月９日午前10時20分
平成30年４月９日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６７１号
大阪府門真市五月田町37番12号　ファミール北畠302号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台３丁目２番地35
破産者　稲垣　修三
１　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
２　一般調査期日　平成30年７月９日午後２時
平成30年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５４８号
大阪市生野区田島１―16―６医療法人のぞみ会新大阪病院内、住民票上の住所大阪市天王寺区上本町７丁目１番16―4002号
破産者　ＮＤＫデンタル大正こと　中井　基晴
（法定代理人成年後見人笹木辰郎）
１　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
２　一般調査期日　平成30年６月28日午後２時
平成30年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２３号
さいたま市岩槻区加倉４―21―23　エルシオン　Ｉ―206、住民票上の住所千葉県印西市高花４丁目２番地３棟302号
破産者　柏崎　智和
１　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
２　一般調査期日　平成30年７月２日午後２時30分
平成30年４月10日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２７年（フ）第５１５０号
大阪市西区南堀江２丁目３番20―1201号
破産者　伊藤　武弘
１　期日　平成30年５月23日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成30年４月10日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第８１号
埼玉県北本市中丸３丁目125番地24
破産者　片桐　邦夫
免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
平成30年４月10日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２０１１号
東京都荒川区東日暮里５丁目28番９号
清算株式会社　日英電気株式会社
代表清算人　上原　秀雄
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２０２７号
東京都港区麻布十番３丁目６－２ＮＳ麻布十番ビル７階
清算株式会社　株式会社夕顔
代表清算人　池田　尚弘
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２１１４号
東京都港区六本木６丁目12番２号六本木ヒルズレジデンスＢ棟2802
清算株式会社　株式会社ヴィーダ
１　決定年月日　平成30年４月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２００６号
東京都港区虎ノ門５丁目３番14号
清算株式会社　株式会社ＨＬＴ
１　決定年月日　平成30年４月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成３０年（再）第１号
滋賀県高島市朽木宮前坊67番地の212
再生債務者　株式会社朽木ゴルフ倶楽部
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区中之島２丁目２番２号大阪中之島ビル８階　小松法律特許事務所　弁護士　小松陽一郎
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成30年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部